

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年九月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、条例第二条第一項ただし書の場合にあつては、変更がない事項の記載を省略することができる。

第二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、条例第二条第二項ただし書の場合にあつては、第一号から第三号までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第二条に次の一項を加える。

4 条例第二条第一項ただし書、同条第二項ただし書、第二項ただし書又は前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、第一項の興行場営業許可申請書を提出する際に、営業を譲り受けたことを証する書類を提示しなければならない。

第九条第三項第一号ア中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第一号様式中「氏名

④」を「氏名

「」に「	使用水の種別	上水道 ・ 簡易水道 ・ 井戸水 ・ その他（
------	--------	-------------------------

「	使用水の種別	上水道 ・ 簡易水道 ・ 井戸水 ・ その他（	）」を
	使用水の種別	上水道 ・ 簡易水道 ・ 井戸水 ・ その他（	）」を
	営業を譲り受けたことを証する旨		

)
に改める。
」

第二号様式その一中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊧」に改め、同様式の添付書類1を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
第二号様式その二及び同様式その三中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊧」に改める。

第四号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊧」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の興行場法施行条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の興行場法施行条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。